





発議第2号

平成26年2月24日

標津町議会議長 田中孝幸様

提出者 標津町議会議員 石橋 昌幸 
賛成者 標津町議会議員 南 憲治 
標津町議会議員 高橋 幹雄 
標津町議会議員 藤巻 国治 

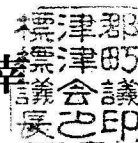
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び標津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議決第19号

平成26年3月7日 原案可決

標津町議会議長 田中孝幸



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること
2. ウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 日

北海道標津町議会議長 田 中 孝 幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

各通